

令和 7 年度 浜田教育事務所だより

第 104 号 令和 7 年 12 月 3 日

- ◆社会教育スタッフ企画幹より (p.1)
- ◆総務課より (p.3)
- ◆各市町の取組～邑南町～ (p.5-6)

- ◆企画人事主事、人権教育推進員より (p.2)
- ◆各市町の取組～江津市～ (p.4-5)

ふるさと教育 第 7 期 (R5～7 年度) のテーマ

～確かな学力を生かした実行力の育成～

社会教育スタッフ 企画幹 竹田 進吾

令和 7 年 3 月「しまね教育振興ビジョン」が策定され、三つの基本目標『すべての子どもが学びの主人公 [一人ひとりを尊重する学校]』『実体験に根ざした本物の教育 [地域とともにある学校]』『挑戦心、探究心が育つ学びの環境 [子どもも大人も学び成長する学校]』が掲げられました。この基本目標を実現するために、四つの柱「1 発達の段階に応じた学力の育成」「2 教育上の配慮が必要な子どもの学びへの支援」「3 地域との協働による学びの充実」「4 教育の基盤となる環境の整備と充実」を設け、具体的な施策を推進することとしています。

このうち「1 発達の段階に応じた学力の育成」については、特に重点的に取り組む施策の一つでもあります。その取組の中に、「ふるさと教育や探究的な学びの推進」が位置づけられています。

右上の図は、ふるさと教育がめざす姿を体系化したものです。めざす姿に向かって、ふるさとへの愛着と誇りを育て、地域貢献意欲を高め、各教科等で育まれた確かな学力を生かした実行力を育成していきます。特に、自分の力を試す場、みんなの力を結集させる場は、これまで学習してきたことを生かす場となり、子どもたちを大きく成長させる取組となることが期待されます。地域の「ひと・もの・こと」は、子どもたちにとって身近な存在です。だからこそ、一度きりの関わりではなく、何度でも関わることができます。子どもたちが、あこがれなどを抱きやすいというよさがあります。こういったよさを意識した上で、地域の「ひと・もの・こと」を活用することが大切だと考えます。愛着・誇りを育むためには「ひと・もの・こと」との出会い（出会い）をしかけていくことが必要です。貢献意欲を育むためには、地域課題への理解、地域からのフィードバックを取り入れていくことが考えられます。確かな学力を育むためには、教科等の学習の中で地域素材を活用する教科等横断的な取組や探究的な学習を組み込んでいくことが考えられます。それらを支えるものが地域の「ひと・もの・こと」であり、こういった“しかけ（手立て）”を丁寧に行うことで、子どもたちが実行力を高める取組につながると考



(引用：令和 7 年度 社会教育行政の方針と事業)

えます。

ご存じのとおり令和 6 年 3 月に「ふるさと教育推進事業実施要綱」の一部改正が行われ、「年間 35 時間以上実施」を「年間 20 時間以上実施」に変更されました。これは、「ふるさと教育の見直し」ではなく、「ふるさと教育の運用の見直し」にあたりと捉えています。

つまり、これを機に中学校区での計画や取組に重なりがないか、学年や校種が上がることに従い、発展的に学習がなされ、系統的な積上げになっているか、また各校の年間計画が、子どもたちにつけたい力に沿った計画・取組になっているかどうか、教職員に過度な負担をかけていないかなどの確認をすることが重要であると思っています。

これらを踏まえて、今年度末に県内のすべての小中学校を対象に「令和 7 年度ふるさと教育の振り返り」をしていただく予定にしています。

ふるさと教育でめざす姿は、ふるさとへの愛着や誇りを持ち、島根の未来を創る人です。ふるさと教育のさらなる質の向上のために、様々な場面において、子どもたちが主体的に学習に向かうような、言わば「ワクワク」「ドキドキ」する“しかけ（手立て）”の工夫を実践していただけることを願っております。

企画人事主事より

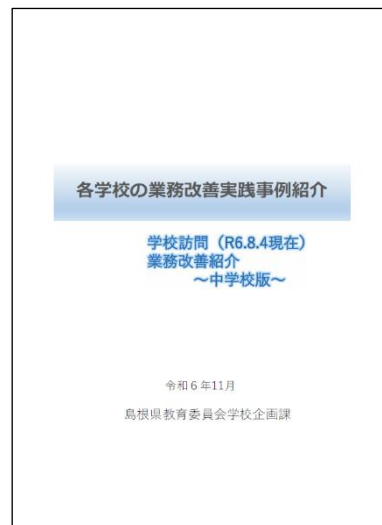
今年度思うこと

企画人事主事 永田 裕介

浜田教育事務所勤務3年目になり、今年度より任用業務を中心に担当しています。

任用業務の担当を始めて最も考えることは、教職員の皆さんの働き方についてです。臨時的任用職員を主に担当していますが、任用の形態についても様々です。常勤講師、緊急対応非常勤講師、免外解消非常勤講師、にこにこサポート事業に係る非常勤講師、初任研あと補充の非常勤講師等、お勤めいただく方の事情にも沿う形で任用を進めています。また、学校には市町の任用の支援員等の方もおられます。どの任用形態であれ、学校にとってはとても助かる方ばかりです。お勤めいただく方々に合った働き方ができるように、また学校の一助になるように、円滑に業務を進めていきたいと思っています。

一方、学校内から見た教職員の働き方についてはどうでしょうか。今年度初め、管内全小中学校を訪問させていただいた際、主に教頭先生の学校運営のお話の中で、学校における働き方改革について聞かせていただきました。どの学校も工夫を凝らし、業務を見直し、教職員一人ひとりを大事に考えておられ、参考になることばかりでした。これまで学校で当たり前になっていたことを見直すことは簡単ではありませんが、教職員の方々がより活き活きと働くことができ、そして子どもたちとしっかり向き合えるように働き方改革がさらに進んでほしいと思っています。



人権教育推進員より

学校訪問を通して

人権教育推進員 樋野 淳巳

今年度から2年かけて管内の小・中学校を訪問することとなり、夏休み中に予定の学校を訪問させていただきました。主に人権教育担当主任の先生とお話することができ、各校の取組や主任の先生の思いなどを伺うことができました。子どもの人権に関する知的理解や人権感覚を育てるために様々な取組を進めておられました。意見交換を行う中で、多くの学校で次のような話をさせていただきました。

一つは、「日々の授業の中で」ということです。人権に関する授業や人権集会も大切ですが、普段の授業の中で、人権を尊重した授業づくりをしているか、時々意識してみることです。文部科学省の「人権教育の指導方法の在り方について（第三次取りまとめ）」にも例があがっています。授業の中で人権意識を育てる思いをもっているか、時々先生方に振り返っていただくことで、子どもの人権意識の向上になります。また、この視点は生徒指導や学力向上につながる部分があります。人権教育としてだけで考えるのではなく、生徒指導や校内研究の立場からも、それぞれの学校に合わせた人権が尊重される授業づくりを考えていただきたいと思います。

もう一つが、「子どもの権利」についてです。日本が「子どもの権利条約」を批准して30年以上たちました。また「子ども基本法」も令和5年に施行されています。どちらにも共通で大切な原則があげられています。このことについて、子ども自身が知っているでしょうか？原則の一つとして、子どもの意見表明権があります。子ども自身に関することについて意見を言える権利です。私たちは子どものためだと思いますが、子どもの意見や考えも聞かず、物事を進めていないでしょうか。（恥ずかしい話ですが、私はありました。）人権教育を進めていく上で、子どもが子どもの権利について知る機会があるか、また子どもの意見表明権を尊重しているか振り返っていただければと思います。

年末調整・旅費について

～総務課より～

年末調整事務につきまして、浜田管内小中学校の皆様、事務職員の皆様におかれましては、速やかにご提出いただきありがとうございました。浜田教育事務所への追加書類の最終提出期限は令和 8 年 1 月 9 日(金) 必着となっておりますので、引き続きご対応のほどよろしくお願いいたします。

さて、今回は年末調整で新たに創設された「特定親族特別控除」と議会に改正条例が上程された旅費についてご紹介します。

○ 特定親族特別控除について

特定親族を有する場合は、その特定親族の合計所得額に応じて、控除を受けることができます。

・ 特定扶養親族(扶養控除に該当)と特定親族(特定親族特別控除に該当)の違い

特定扶養親族…年齢 19 歳以上 23 歳未満で

合計所得金額が 58 万円以下の人。

特定親族…年齢 19 歳以上 23 歳未満で合計

所得金額が 58 万円超 123 万円以下の人。

特定扶養親族に該当する場合は、

「扶養控除申告書」の B 欄に、

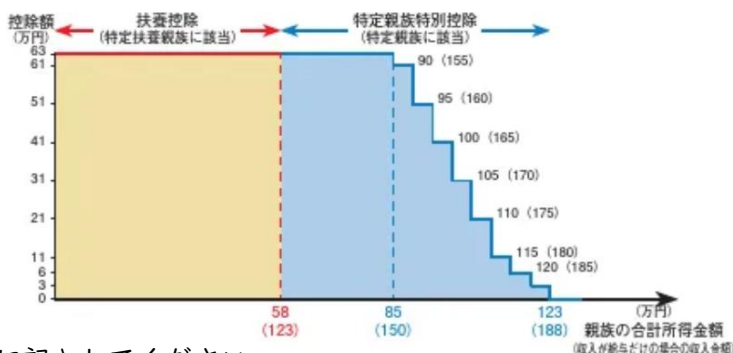
特定親族に該当する場合は、

「基礎控除申告書」の特定親族特別控除申告書に記入してください。

扶養控除と特定親族特別控除はどちらか一方しか控除を受けることができないため、重複して記入しないよう注意してください。

○ 旅費制度の改正について

令和 7 年 11 月議会上程された職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例によると、令和 8 年 1 月 1 日出発の旅行から旅費制度が以下のとおり改正となる予定です。



【旅費制度の改正内容について】

種類	改正後名称 (改正前)	改正前	改正後
普通旅費	鉄道賃	急行利用の距離要件 50 km以上	距離要件の廃止
	旅行雑費	高速道路の距離要件 60 km以上	距離要件を 50 km以上へ緩和
	宿泊費 (宿泊料)	上限額 甲 10,900 円 乙 9,800 円 (夕朝食込み)	都道府県ごとの宿泊費基準額 (夕朝食なしの額) 例: 島根県内 9,000 円
	宿泊手当 (食卓料)	宿泊料に含まれていない場合支給 (朝 700 円 タ 1,500 円)	2,400 円 (宿泊雑費 800 円:定額 朝 800 円 タ 800 円) 宿泊費に夕朝食がついている場合は減額
赴任旅費	転居費 (移転料)	「基準額まで定額+加算(3 倍まで条件付き)」	「基準額まで定額+加算(3 倍まで条件付き) +定額 3 倍超過分を加算(要協議)」 なお、同一自治体内引越は支給対象外
	家族移転費 (扶養親族移転料)	扶養手当支給要件を満たしている家族に支給	同居している家族の移転費・交通費を支給
	着後滞在費 (着後手当)	定額支給	宿泊が必要な場合に、宿泊費(実費)と宿泊手当を支給 5 夜分を上限
	異動時の職員交通費	異動職員: 旧在勤庁～新在勤庁の理論値支給 新規採用職員: 旧居住地～新在勤庁の理論値で支給	異動職員: 旧居住地～新居住地の実費支給 (領収書が必要) 新規採用職員は引き続き理論値で支給

各市町の取組 ～江津市～

動き始めたコミュニティ・スクール

江津市教育委員会 派遣社会教育主事 佐々木 努

江津市では、令和 5 年度末からコミュニティ・スクール(以下「コミスク」)の導入を始め、来年度で市内全ての小中学校への導入が完了します。当市の学校運営協議会の基本的な進め方として、初めの 2 年程度は「導入期」として、まず委員の皆さんに学校や子どもたち、それらを取り巻く環境について現状把握をして頂く段階だと考えています。限られた回数の会議の中で、指導主事を交えて働き方改革についてのワークショップを行ったり、委員と学校の先生方が子どもたちについて語り合ったり、委員が子どもたちと一緒に給食を食べたりするなど、それぞれの学校ごとに工夫を凝らした取組を始めています。また、小さなアクションを起こした学校もあります。PTA が主体で行う読み聞かせや校地の草刈りなどに地域の方が協力する、子どもたちの登下校の見守りを学校運営協議会が地域へお願いする、学校の敷地内にある木を切って子どもたちと一緒にベンチを作るなど、学校だけでは難しくなった取組に委員や地域の方々がか力を貸す姿が見られます。

コミスクが果たす役割について、当市のコミスク推進を支えていただいている CS マイスターの小西哲也先生(下関市立大学特命教授)のお言葉を借りれば、「学校を拠点に集まり学びでつながる大人。このつながりを応援することこそが学校にできる「まちづくり」であり、「地域貢献」なのだというコンセプトです。」(小西哲也・中村正則 編著『続 奇跡の学校』より)とあります。学校現場からは、「子どもだけでも大変なのに、授業に大人が入ってくるなんて想像できない。」という声が聞こえてきそうです。先日、市内のある小学校の理科の授業に、地域の方が「参観」ではなく「参加」といった取組がありました。その授業は江津市の出前講座を利用したもので、講師である市教委の職員が子どもたちやその時間集まった大人たちに地層や遺跡についての話をしました。残念ながら、時間的な関係で子どもたちと大人の交流はほぼありませんでしたが、参加された大人の方々は、とてもよい学びになったと感動して帰られました。そんな大人が楽しそうに学ぶ姿を子どもたちに見せられることも、実はコミスクのメリットであることを多くの先生方に知ってもらいたいと思っています。

取組状況について

江津市教育委員会 派遣指導主事 小田 公弘

江津市派遣指導主事として、生徒指導と特別支援教育を担当し 3 年目になりました。不登校の状況は 1 学期末のところで、昨年度と同様数の不登校状況にある児童生徒がいる状況です。不登校の定義で、「30 日以上欠席」となっているため、欠席が 30 日を越えると、不登校となりますが、一人ひとりの状況も全く学校に来られていない状況、市の教育支援センターに通えている状況、1 日に数時間程度登校できている状況等と様々です。個々の状況に応じた対応が必要となりますが、それぞれの学校で家庭と連携してしっかり対応して頂いています。そうした取組や状況も、教育委員会や報告の際に説明しています。今後は、その中でも、改善につながったケース等の状況や学校での取組を市内で共有できればと思っています。

また、特別支援教育関係では、昨年度より、江津市の巡回相談(すくすくネット巡回相談)について、子育て支援課と連携を図って進めています。就学前の園児を対象にした、就学に向けての相談支援体制は整いつつあり、今後も切れ目ない支援体制を構築していきたいと思っています。就学後の巡回相談では、特別支援学校(江津清和養護学校・浜田養護学校)のセンター的機能を利用する学校が多く、その相談内容によっては、他機関との連携を図って支援していく流れもできてきました。引き続き、他機関との連携も図りながら、巡回相談も単発で終わらない継続的な支援ができるようにしていきたいと思っています。

「ともに学ぶ」を胸に…

江津市教育委員会 派遣指導主事 千代延 浩嗣

今年度より江津市教育委員会に派遣指導主事として勤務しています。昨年度までも市内の小学校で子どもたちと過ごしてきましたが、今年は新しい立場から、各校の先生方や児童生徒と関わる機会をいただいています。新しい業務に刺激とやりがいを感じながら、充実した日々を過ごしています。

さて、みなさんは、働くうえで大切にしていることや、やりがいを感じる瞬間はありますか？

私にとって今のキーワードは「ともに学ぶ」です。これは、初めて特別支援学級を担任した年に、学級通信のタイトルにした言葉でもあります。異年齢で実態の異なる子どもたちが、それぞれの「らしさ」を発揮しながら、お互いのよさを感じてともに学んでいく——そんな学級を目指したい。そして私自身も、子どもたちとともに学び、成長していきたい。そんな思いで過ごした日々でした。毎日が刺激と戸惑いの連続で、今思えば反省ばかりですが、初心者マークの私に多くのことを経験させてくれた子どもたちとの出会いはかけがえのないものでした。

時が流れ、今もさまざまな場面で「ともに学ぶ」を感じます。例えば学校訪問指導においては、事前の準備で学び、授業や研修を通して学び、子どもたちの姿から学び、先生方との協議から学び——本当に多くの学びに出会います。もちろん、こちらが学んでばかりではられません。いただいた機会に感謝しながら、目指す学校や児童生徒、授業の姿の実現に向けて、ともに学び、全力で伴走し支援してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、先日「ともに学ぶ」の時代に担任していた子どもに町でばったり出会いました。人懐っこい笑顔や話し方に懐かしさを感じるとともに、「受験生だからちゃんと勉強していますよ。」という一言に、大きな成長と教師のやりがいを感じました。ふとした瞬間に、大切なことややりがいを思い起こさせてくれる——そんな場面が、みなさんのもとにもたくさん訪れますことを願っております。

各市町の取組 ～邑南町～

コミュニティ・スクール立ち上げに向けて ～みんなでつなげるたのしい邑南～

邑南町教育委員会 派遣社会教育主事 コイコイ 荒木友子

邑南町は長年、地域の拠点である公民館を中心として「地域学校」、「1000 人委員会」、ふるさと教育「おおなん学」等、社会教育に力を入れたユニークなまちづくりをしてきました。来年度、邑南町はコミュニティ・スクールを全小中学校に導入します。このため約20年ぶりに派遣社会教育主事が配置されることになりました。邑南町コミュニティ・スクールでは、これまでに培われた地域の土壤に、今、未来を繋げ、子どもも大人もさらに輝く地域・学校を目指しています。年度当初から、関係する皆さんと一緒に一歩一歩進み、助けていただきながら、当事者意識をもつ仲間が増えていった確かな感覚を味わっています。

しかしながら、文部科学省がコミュニティ・スクールのメリットとして挙げている「持続可能性」「社会総掛かり」「協働」を実現するのは、並大抵のことではないことも実感しています。現在、立ち上げ予定の学校運営協議会ごとに、自分たちで導入準備会を開いていただいています。時間がかかったとしても、その地域の当事者である皆さん自身で、運営方法を決めてもらうことにこだわっています。教育委員会は伴走しながら一緒に取り組んでいく予定です。

「みんなでつなげるたのしい邑南」は、邑南町コミュニティ・スクールの合言葉です。これは学校長や公民館の代表などが集まって決めました。邑南町が培ってきた地域教育力のある地域と、個性が光るそれぞれの学校、児童生徒が手を取り合って、誰もが笑顔になるようなコミュニティ・スクールを、みんなで実現していこうと思います。

誰一人取り残さない、学びの保障をめざして

邑南町教育委員会 派遣指導主事 堀尾 亮介

邑南町では、子どもたち一人ひとりの可能性を引き出し、どのような状況でも学びを止めないためのさまざまな取組を行っています。

○日々の授業では、ペアやグループ学習を取り入れながら、子ども同士の考えを深め、ねらいの達成を目指す学び合いの授業を大切にしています。近年、クラウド型アプリを使って友達の意見も参考にしながら自分の意見をまとめ、端末から付箋を投稿し、出された意見の違いをみんなで話し合う、このような授業実践も増えてきました。ICT 支援員のフォローもあり、学びの質の向上を図っています。

○相談支援チームや教育支援員（今年度より 2 名体制）の学校訪問において、一人ひとりの困り感やその背景を見取り、困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫について助言することで、教育的ニーズに応じた支援の充実を図っています。「困った子」ではなく、「困っている子」という視点を大切にしています。

○町内には不登校児童生徒の学習支援、社会的自立を目指す教育支援センターがあります。子どもたちへのオンライン授業の提供や学習指導員の支援はもちろんのこと、学校との連携を取りながら不登校児童生徒の状況の把握や不登校児童生徒の元に訪問し支援を行う、アウトリーチにも力を入れています。

子どもたちが過ごす環境が、いじめがないなど、心理的に安心・安全に挑戦できる場であることが学びの一步につながります。今後も学校現場の伴走や後方支援を積極的に行うことで、邑南町の子どもたちが笑顔になる取組を進めていきたいと思ひます。「学びのまち推進課」という課名に負けないように。